

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：6609

件名	特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の処理(収集・運搬・処分)業務委託(単価契約)	
履行場所	海老名市大谷 816 番地	
期間	令和6年4月16日 ~ 令和7年3月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○入札は総額(税抜)の比較で行います。	
予定価格	620,400 円(税込)	564,000 円(税抜)
最低制限価格	なし 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	410 廃棄物処理の請負	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で 確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)及び産業廃棄物(ガラスくず、陶磁器くず)収集運搬業及び処分業許可 ○最終処分場との契約 ○最終処分場までの運搬業務に関する許可。	
	落札数制限	なし	
配置技術者 について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。		
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物)及び産業廃棄物(ガラスくず、陶磁器くず)収集運搬業及び処分業許可を確認できる書類の写し ・最終処分場との契約書の写し ・最終処分場までの運搬業務に関する許可証の写し		
落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○入札金額内訳書(本概要書添付の内訳書を使用してください。) ○委託業務主任者等選任届及び資格等及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し) ※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び被保険者番号(3箇所)にマスキング(黒塗り)をして提出してください。		

仕様書

1 件名

特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分）業務委託（単価契約）

2 履行場所

海老名市大谷816番地 ほか4地内

※ 詳細は別表1・別表2に記載の排出場所のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務目的

海老名市内における救急活動及び乳幼児健康診査事業により排出される特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）及び産業廃棄物（ガラス・陶磁器・（消毒薬等の容器））（以下「産業廃棄物等」という。）の収集・運搬・処分を適正に行い、施設の衛生状態を良好に保持することを目的とする。

なお、特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物収集・運搬・処分の業務（以下「本業務」という。）の履行に際しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等を遵守するものとする。

5 履行にあたっての許可等の要件

- (1) 履行場所から中間処分場までの都道府県等の産業廃棄物等の収集運搬業許可
- (2) 産業廃棄物等の処分施設が所在している都道府県等の産業廃棄物等の処分業許可
- (3) 本業務は、同一処分業者により履行することとする。

6 業務内容

産業廃棄物等は、受注者が指定する容器に密閉し、月に1回巡回収集する。また中間処分場までの処分業務を行う。

7 業務等詳細

- (1) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に本業務を行い、完了後は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を法に定めた期日以内に提出する。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、中間処分場まで運搬は適正に実施されることとする。
- (3) 受注者は、最終処分を確認後、廃棄物処理票（E票）を法に定めた期日以内に発注者に提出する。

(4) マニフェストの購入費用は、受注者の負担とする。

8 許可書等の提出

受注者は、本業務の履行にあたり、次の内容が記載された許可書等を提出すること。なお、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 業務計画に基づき実施される本業務に係るすべての許可証等
- (2) 最終処分場までの収集運搬業務に係る産業廃棄物等の収集運搬業許可証
- (3) 最終処分業者の処分場が所在している都道府県等の産業廃棄物等の処分業許可証
- (4) 最終処分業者と受注者との契約書等の写し

9 委託する産業廃棄物等の種類及び数量等

別表1及び別表2のとおりとする。

10 実施日時

本業務の実施日時は、各月ごとに発注者及び受注者双方で協議のうえ、決定するものとする。

11 委託料の支払い等

- (1) 受注者は、本業務を完了ごと（月を単位とする）に、内訳書にある契約単価に数量を乗じ消費税及び地方消費税を加えた額を請求し、別表1の消防本部分と別表2のこども育成課分を分けて請求するものとする。
- (2) 発注者は、前号の請求を受けた日から30日以内に、契約金額を支払うものとする。

12 その他

- (1) 本業務は、海老名環境マネジメントシステムに基づき、次の事項に配慮すること。
 - ア 排出される産業廃棄物等は適正に処理する。
 - イ 業務に用いる機器等については、騒音、振動等の抑制に努める。
 - ウ 業務実施時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。
 - エ 業務時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように適正な処理を行う。
 - オ 業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。
- (2) 本業務の遂行上において疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ定めるものとする。

廃棄物名称 (感染性廃棄物)

消防本部分

廃棄物種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥	
	<input type="checkbox"/> ガラス・陶磁器	
	<input checked="" type="checkbox"/> 感染性廃棄物 (感染防止資器材 [ガウン、マスク、手袋等]、留置針、ガーゼ、脱脂綿、その他汚染物等)	
	<input type="checkbox"/> その他	
廃棄物形状	<input checked="" type="checkbox"/> 成形品 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> その他	
廃棄物特性	<input checked="" type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> その他	
荷姿・容量	プラスチック容器	<input checked="" type="checkbox"/> ポリ容器 500L (50L 容器 10 箱分相当)
	ガラス容器	<input type="checkbox"/> ビン
	廃プラスチック容器	<input checked="" type="checkbox"/> ダンボール容器 5,400L (60L 容器 90 箱相当)
	その他	<input type="checkbox"/> その他
収集運搬	収集運搬業者によること	
依頼数量等	年間予定排出量 5,900L 月 1 回の巡回収集	
	排出場所 消防署本署：海老名市大谷 816 番地 消防署北分署：海老名市上今泉六丁目 13 番 17 号 消防署南分署：海老名市上河内 175 番地の 1 消防署西分署：海老名市上今泉 2027 番地の 1	
従来処理方法	焼却	

廃棄物名称 (感染性廃棄物及び消毒薬等の容器)

こども育成課分

廃棄物種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥	
	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス・陶磁器 (消毒薬等の容器)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 感染性廃棄物 (感染防止資器材 [マスク、手袋等]、ガーゼ、脱脂綿、注射針、検尿容器等)	
	<input type="checkbox"/> その他	
廃棄物形状	<input checked="" type="checkbox"/> 成形品 <input type="checkbox"/> 液状 <input type="checkbox"/> その他	
廃棄物特性	<input checked="" type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> その他	
荷姿・容量	プラスチック容器	<input checked="" type="checkbox"/> ポリ容器 400L (50L 容器にて 8 箱分相当)
	ガラス容器	<input type="checkbox"/> ビン
	廃プラスチック容器	<input checked="" type="checkbox"/> ダンボール容器 100L (100L 容器にて 1 箱分相当)
	その他	<input type="checkbox"/> その他
収集運搬	収集運搬業者によること	
依頼数量等	年間予定排出量	500L 月 1 回の巡回収集
	排出場所	えびなこどもセンター：海老名市中新田 377 番地
従来処理方法	焼却	

海老名市役所環境方針

基本理念

海老名市は、昔から自然豊かな田園地帯として栄えてきたまちです。しかし、首都近郊という立地条件に恵まれ都市化が進んできた結果、産業の集積や利便性の高い生活の営みが、良好な生活・自然環境に大きな負荷を与える要因にもなっています。

海老名市役所は、未来の世代に住みやすい「ふるさと」を手渡すために、市民の身近な環境問題から地球的規模につながる環境問題に取り組み、継続的な改善及び汚染の予防に努め、人と自然が共生し持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

基本方針

この基本理念に基づき、市が行う各種事務事業の執行について、関連する環境法規制、協定及びその他の同意事項を順守し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、環境に有益な影響を及ぼす事業を積極的に推進します。

また、市民等の利害関係者の環境問題に関わる要望、意見のうち可能なものを市の環境活動に反映させるほか、国及び県その他の組織等から市に伝えられる環境関連情報、市が収集・分析した情報及び市が環境関連政策として発信すべき情報を、必要に応じて市民をはじめとする利害関係者に伝えると同時に必要な啓発に努め、環境問題に対する地域全体の意識向上を目指します。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

2014年6月19日

海老名市長 内野 優

● 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。

これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境	(1) 緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑
		②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2) 水 辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3) 動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1) 資 源	①石油類・金属等の鉱物資源
		②木材等の森林資源
	(2) 大 気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気汚染
		②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき地域的な大気汚染
		③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3) 水 質	①庁舎、公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系
		②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系
		③契約業務実施により影響を受ける地下水
	(4) 土 壤	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5) 廃棄物	①一般廃棄物
②産業廃棄物		
③リサイクルできる排出物		

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
3 生活環境	(1) 騒音	①業務実施に伴う作業機械の稼動による騒音
		②業務実施に伴う車両走行による騒音
		③公園、競技場等屋外体育施設での騒音
		④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2) 振動	①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動
		②業務実施に伴う車両走行による振動
		③施設の空調機等電気・機械設備の振動
	(3) 悪臭	施設等から排出される廃棄物等の悪臭
	(4) 人の健康	①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上
		②薬剤等の使用による人への影響
		③事業活動によって生じる人への影響
	(5) 地域生活環境	公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

● 「計画・実施」時に配慮する事項

18. その他の契約

	配 慮 す る 事 項	環 境 要 素
1	業務に使用する用紙は、再生紙を利用するとともに、使用量削減に努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
2	業務実施時に必要とする車両は、環境に配慮した車両の使用に努める。 (例：電気自動車、ハイブリッドカー、低排出ガス車等の使用)	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
3	業務実施時に排出される廃棄物は、適正に処理する。 その排出物の内、再資源化処理が可能なものについては、検討する。	2-(5)-①～③
4	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③
5	製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されるようにする。	1-(1)-① 2-(1)-② 2-(5)-①
6	人体に影響を及ぼすような各設備保守用薬品、流出により土壌汚染を起こす恐れのある燃料については、適正な保管に努める。	1-(2) 2-(3)-①・③ 2-(4) 3-(4)-②
7	事業実施時に発生する騒音・振動については、周辺住民の迷惑にならないように十分注意を払う。	3-(1)-① 3-(2)-①～③
8	業務実施時に使用する機器等については、騒音・振動に配慮された機器の使用に努める。	3-(1)-① 3-(2)-①
9	業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように適正な処理を行う。	1-(2)、1-(3) 2-(3)-① 2-(4)
10	分解が容易である等部品の再使用、又は材料の再生利用のために設計上の工夫がなされているようにする。	2-(1)-① 2-(5)-③

入札金額内訳書（落札候補者提出用）

海老名市長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

件 名	特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分）業務委託 （単価契約）
-----	---

項目	予定数量	単位	単価 （税抜）	計
特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （消防本部分）（ポリ容器）	10	箱		
特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （消防本部分）（ダンボール容器）	90	箱		
特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （こども育成課分）（ポリ容器）	8	箱		
産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （こども育成課分）（ダンボール容器）	1	箱		
			計	
			消費税	
			合計	円

※ マニフェスト管理料を含む

※ 消防本部分の合計金額（税抜）が510,000円を超えないこと。
こども育成課の合計金額（税込）が54,000円を超えないこと。

契約金額内訳書

件名	特別管理産業廃棄物及び産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分）業務委託（単価契約）
----	---

項目	予定数量	単位	単価 (税抜)	計
特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （消防本部分）（ポリ容器）	10	箱		
特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （消防本部分）（ダンボール容器）	90	箱		
特別管理産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （こども育成課分）（ポリ容器）	8	箱		
産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分） （こども育成課）（ダンボール容器）	1	箱		

（注）金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入して下さい。

※ マニフェスト管理料を含む

許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____